

～地球環境の保全に向けて～

「令和4年度地球環境保全活動支援事業補助金(前期)」のご案内

(公財)香川県環境保全公社では、環境への負荷の少ない社会づくりを実現するため、県内の団体(法人を含む。)が行う地球温暖化防止対策などの環境保全に関する普及啓発及び実践活動に対して、「地球環境保全活動支援事業補助金」で応援します。

この補助金の交付を希望される団体は、「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」をご参照の上、公募期間内に補助金交付申請書(第1号様式)を郵送又は持参にて提出してください。

また、今年度は前期と後期(令和4年9月頃を予定)の年2回募集します。

1. 補助対象となる活動

環境への負荷の少ない社会を形成するため、地球温暖化防止対策(資源の節約、廃棄物のリサイクルや削減、エネルギー消費の削減)などの、環境保全に関する普及啓発及び実践活動とする。

- 例) ・再生エネルギーの普及など地球温暖化対策の啓発
・自治会などでの資源リサイクルの取組み
・参加者を募っての清掃活動や継続的な海ゴミ拾い
・植林や森林保護のための実践活動
・環境保全に関する出前講座、見学会、講演会、シンポジウムの開催 等

2. 補助対象となる団体(法人を含む。)の要件

- (1) 香川県内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の規約等を有し、かつ代表者及び所在地が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) その他、要綱に定める補助対象者

3. 補助金の補助率及び限度額等

補助対象経費の総額が10万円以上の補助対象活動に対して補助するものとします。

- (1) 補助率は、100%以下とし、補助金額は、1団体当たり20万円以下とします。
- (2) 補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。

4. 補助対象経費

活動実施に必要な経費で「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」に規定する経費とします。詳しくは、別紙1「補助対象経費について」をご覧ください。

5. 補助事業期間

- (1) 補助事業対象期間は、令和4年4月1日(金)から令和5年2月28日(火)までとします。
なお、交付決定前に発生した費用は、補助対象になりません。
- (2) 補助事業実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から1カ月を経過する日、又は令和5年3月10日(金)(郵送の場合は当日必着)のいずれか早い日とします。

6. 募集期間等

今年度は、前期募集と後期募集(令和4年9月頃を予定)を実施します。

- (1) 前期の募集期間は、令和4年2月14日(月)から同年3月4日(金)(郵送の場合は当日必着)とします。募集期間終了後の修正等は認められませんので、ご不明点等がある場合は事前にお問い合わせください。
- (2) 外部審査委員等による審査を経た後、予算の範囲内で交付団体を決定します。なお、審査に当たっては、以下のような団体を優先します。
 - ① 地球温暖化防止等環境保全に効果が高いと認められる活動
 - ② 新規の取組を行う団体
 - ③ 前期募集分については4~9月に活動を開始する団体なお、前期で不採択となった団体も、後期募集に応募できます。
- (3) 国、県、市町等からの補助及び委託等を受けている事業については、原則として、当公社の補助対象となりませんので、ご注意ください。
- (4) 別紙2「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐための注意事項」をご理解の上、応募してください。

※補助金交付申請書の様式は、「地球環境保全活動支援事業補助金交付要綱」の「様式第1号」によりますが、この様式は(公財)香川県環境保全公社にご連絡いただければお送り致します。
また、当公社ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.k-ecc.or.jp/>

【申し込み・お問合せ】

公益財団法人 香川県環境保全公社

〒760-0050

香川県高松市亀井町9番地10 県信ビル5階

☎ 087-831-7773 FAX 087-834-4555